

諮問庁：財務大臣

諮問日：平成29年4月21日（平成29年（行個）諮問第74号）

答申日：平成29年9月29日（平成29年度（行個）答申第101号）

事件名：本人が北海道財務局に相談をして回答を受けた件に関する書類等の不
訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「審査請求人が北海道財務局に特定年月日 a に相談し、特定年月日 b に回答を受けた件に関する書類」及び「特定年月日 c に北海道財務局が北海道管区行政評価局に回答した審査請求人に関する書類」に記録された審査請求人に係る保有個人情報（以下、順に「本件対象保有個人情報1」及び「本件対象保有個人情報2」といい、併せて「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、いずれも不訂正とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、平成29年3月10日付け北海財金1第67号により北海道財務局長（以下「処分庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）を取り消し、請求どおりの訂正を求める。

2 審査請求の理由

別紙の保有個人情報訂正請求書の訂正請求の趣旨及び理由のとおり（意見書及び資料は省略する。）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

平成29年2月16日、法27条1項に基づき、審査請求人から、本件対象保有個人情報について訂正請求が行われた。

本訂正請求に対して、処分庁は、法29条に規定する「当該訂正請求に理由がある」とは認められないとして、法30条2項に基づき保有個人情報の訂正をしない旨の決定（原処分）を行い、審査請求人に対し、その旨を通知した。

この原処分に対し、平成29年3月21日付け（同月23日受付）で、行政不服審査法（平成26年法律第68号）2条に基づき、審査請求人から、保有個人情報訂正請求書のとおりに訂正すべきである主旨の審査請求があった。

2 審査請求人の主張

上記第2の2のとおり。

3 諮問庁としての考え方

本件対象保有個人情報の記載内容について、処分庁は、本件対象保有個人情報を作成した担当者に対し調査を行ったところ、担当者が応接した結果について正確に記録したものであることを確認している。なお、「本人が北海道財務局に特定年月日 a に相談し、特定年月日 b に回答を受けた件に関する書類」のうち、「特定年月に当局担当者が行政評価局より貸金庫の件で照会を受けている。ただし、「貴殿の申出について」ということではなく、あくまでも一般的な話として貸金庫に関する監督内容に係る問合せを受け、監督当局として関与していない旨回答している。更に、相談者の希望があれば、相談者のご意見・ご要望を金融機関に対してお伝えすることはできる旨伝えている」という記録についても、特定年当時の担当者を確認の上、正確な記録であることを確認している。

諮問庁において、本件対象保有個人情報のうち訂正請求の対象となる部分（以下、第3において「本件訂正請求対象部分」という。）について、事案の経緯を含めて精査したところ、本件訂正請求対象部分の記載内容に誤りがあると認められる事由は見受けられず、また、担当者が意図的に事実と異なることを記載したと認められる事由も見受けられない。

また、審査請求人の主張においても、他に本件訂正請求対象部分が事実でないと判断できる明確かつ具体的な根拠は示されていない（審査請求人は、本件訂正請求対象部分が北海道管区行政評価局の回答等と相違する旨主張するが、このことをもって、本件訂正請求対象部分が事実でないと認めることはできない。）。

4 結論

以上のことから、本件訂正請求対象部分が事実でないと判断されず、法29条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないため、処分庁が行った原処分は妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成29年4月21日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年5月29日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ | 同年9月14日 | 審議 |
| ⑤ | 同月27日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、審査請求人が平成28年12月15日付け北海財金1

第355号の開示決定に基づき開示を受けた本件対象保有個人情報の一部について訂正を求めるものであり、処分庁は、法29条の「当該訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないとして、不訂正とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、訂正請求どおり訂正するよう求めているところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の訂正請求対象情報該当性及び訂正の要否について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性について

- (1) 訂正請求については、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定され、また、その対象は、「事実」であって、行政機関等の「評価・判断」には及ばないと解される。
- (2) まず、本件対象保有個人情報は、法に基づく保有個人情報開示請求により、処分庁から開示を受けた自己を本人とする保有個人情報であることから、法27条1項1号に該当する。
- (3) 次に、訂正請求の対象が法27条1項の「事実」に該当するか否かを検討する。

本件対象保有個人情報が記録された文書は、財務省北海道財務局（以下「北海道財務局」という。）で作成された応接メモ2通であり、北海道財務局職員と審査請求人のやり取り（平成28年6月23日分）及び北海道財務局職員と総務省北海道管区行政評価局（以下「管区行政評価局」という。）職員のやり取り（平成28年11月14日分）の状況等が記載されているものである。

このうち、本件対象保有個人情報に係る訂正請求対象部分（別紙の1及び2の請求事項）は、北海道財務局職員が審査請求人又は管区行政評価局職員に対して行った発言の内容に係る部分及び管区行政評価局職員が北海道財務局職員に対して行った発言の内容に係る部分であり、これらは、法27条1項の訂正請求の対象となる「事実」に該当するものと認められる。

3 訂正の要否について

- (1) 訂正請求を行う者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でないと判断し、③その結果、どのような表記に訂正すべきであると考えているのか等の、請求を受けた処分庁が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足りる内容を、処分庁に根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。仮に、訂正請求をする者から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や

当該根拠をもってしても請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、一般的に、法29条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと解される。

- (2) 審査請求人は、別紙のとおり、本件対象保有個人情報の一部を訂正すべき旨主張し、その根拠の一つとして、管区行政評価局作成の相談対応票に記録された保有個人情報の訂正を求めた別件訂正請求に係る諮問事件に対し、当審査会が不訂正決定を是認する答申（平成28年度（行個）答申第100号）をしたこと等を挙げているものと解される。

そこで、諮問庁から上記相談対応票の提示を受けて確認したところ、当該相談対応票は、審査請求人が特定日に管区行政評価局に申出をした行政相談に係るものであると認められる。当該相談対応票には、本件訂正請求において審査請求人が主張する内容と整合的な記載が一部認められるが、当該相談対応票にそのような記載があったとしても、そのことから直ちに本件対象保有個人情報の内容に誤りがあると認めることはできない。もとより、上記別件答申は、上記相談対応票の記載が事実と異なるとは判断できないとしたものにすぎず、当該記載が正しい旨を認定したものではない。

そして、本件対象保有個人情報の内容を見ても、特段不自然・不合理な点は見当たらず、そのほか、審査請求人が訂正を求めている事柄が「事実でない」と認めるに足りる事情はない。

- (3) したがって、当該部分について、法29条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められず、同条に基づく訂正義務があるとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、不訂正とした決定については、本件対象保有個人情報は、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙

保有個人情報訂正請求書の訂正請求の趣旨及び理由

1 本件対象保有個人情報1について

(1) 請求事項1

ア 趣旨

「ただし、「貴殿の申出について」ということではなく、あくまでも一般的な話として貸金庫に関する監督内容に係る問合せを受け、監督当局として関与していない旨」を「銀行を監督する金融庁は、銀行が遺言執行者や相続人から公正証書による遺言書の提出があれば、相続人全員の同意書がなくても銀行の貸金庫を開扉できるような制度を創設してほしいという意見要望を受け、監督当局として関与している旨」に訂正せよ。

イ 理由

(ア) 行政相談とは、相談者からの苦情・要望等を行政機関に問い合わせることで回答を得て、それを相談者に伝えることである。(北海道管区行政評価局特定職員A) 相談対応票に要望と回答が記載されているから。

(イ) また、平成28年9月29日付け情個審第2050号情報公開・個人情報保護審査会答申書の交付についてで、相談対応票の不訂正決定の答申があり、同年10月27日付け総評相第183号裁決書の謄本についてで、総務大臣の裁決があった。

(ウ) なお、特定職員Bは、特定職員Cが回答したことを審査請求人に伝えたと主張している。特定職員Aは、相談対応票に書いてあることは正しいと主張している。

(2) 請求事項2

ア 趣旨

「相談者のご意見・ご要望を金融機関」を「相談者の新制度創設の要望を金融庁」に訂正せよ。

イ 理由

(ア) 相談対応票に、北海道財務局の担当者に直接意見を述べることもできる、行政機関分類—金融庁と記載されているから。

(イ) 上記(1)イ(イ)と同じ。

(ウ) 上記(1)イ(ウ)と同じ。

2 本件対象保有個人情報2について

(1) 請求事項1

ア 趣旨

「一般論として貸金庫取引等の金融機関内部の手続きについて、金融庁はどのように監督しているか」を「銀行を監督する金融庁は、銀行が遺言執行者や相続人から公正証書による遺言書の提出があれば、相続人全員の同意書がなくても銀行の貸金庫を開扉できるような制度を創設してほしい」に訂正せよ。

イ 理由

(ア) 行政相談とは、相談者からの苦情・要望等を行政機関に問い合わせて回答を得て、それを相談者に伝えることである。(北海道管区行政評価局特定職員A) 相談対応票に金融庁への要望が記載されているから。また、総務省行政相談業務室から、「あなた様からのお申出は、銀行を監督する金融庁は、銀行が遺言執行者や相続人から公正証書による遺言書の提出があれば、相続人全員の同意書がなくても銀行の貸金庫を開扉できるような制度を創設してほしい。」であると回答があった。

(イ) 上記(1)イ(イ)と同じ。

(2) 請求事項2

ア 趣旨

「金融機関の経営判断であること、金融機関への要望については、ご本人の希望があれば伝達制度に則り対応することの二点」を「①所管省庁は金融庁であること。②当該銀行に対して貸金庫の開扉できる代理人の届け出がなされていないことから、当該遺言書では貸金庫の開扉ができなかったこと、③北海道財務局の担当者に直接意見を述べることでできること。の三点」に訂正せよ。

イ 理由

(ア) 行政相談とは、相談者からの苦情・要望等を行政機関に問い合わせて回答を得て、それを相談者に伝えることである。(北海道管区行政評価局特定職員A) 相談対応票に回答が記載されているから。

(イ) 上記(1)イ(イ)と同じ。

(ウ) 上記(1)イ(ウ)と同じ。

(3) 請求事項3

ア 趣旨

「制度創設」や「代理人云々」の話のみならず、審査請求人のお名前すら承っていない。」を「新たな制度創設の意見として北海道財務局に連絡があった。」に訂正せよ。

イ 理由

(ア) 上記(1)イ(イ)と同じ。

(イ) 上記(1)イ(ウ)と同じ。

(4) 請求事項4

ア 趣旨

「本調査票を記載した担当者が既に退職していることから詳細が分からなかったのだが」を「本調査票を記載した担当者は3月31日まで在職していたので詳細は把握しているが」に訂正せよ。

イ 理由

総務省理由書に、「事案処理を行った北海道管区行政評価局職員に確認した結果、相談対応票に記載のとおりの対応経過であることを確認した。」とあるから。